

事業者行動計画書 ~~（変更計画書）~~

令和3年 7月 26日

(宛先)

滋賀県知事

提出者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

滋賀県野洲市吉川3382

氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

滋賀県企業庁

企業庁長 河瀬 隆雄 (公印省略)

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例 ~~（第20条第3項・第20条第4項・第22条第1項・第22条第2項において準用する同条例第20条第4項）~~ の規定に基づき、事業者行動計画を策定 ~~（変更）~~ したので、提出します。

事業者の氏名 (法人にあっては、名称 および代表者の氏名)	滋賀県企業庁 企業庁長 河瀬 隆雄
事業者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	滋賀県野洲市吉川3382

1 事業所の概要

事業所の名称	滋賀県企業庁 吉川浄水場					
事業所の所在地	滋賀県野洲市吉川3382					
主たる事業	細分類番号	3	6	1	1	上水道業
該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/>	原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロワット以上の事業所を 県内に有する事業者				
	<input type="checkbox"/>	従業員数が21人以上であって、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室 効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で年間3,000トン以上の事業所を 県内に有する事業者				
	<input type="checkbox"/>	任意提出事業者				

2 計画の内容

計画の内容	別添のとおり
-------	--------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

標準様式第1号

(第1面)

1 計画期間

計 画 期 間	令和3 年度 ~	令和4 年度
---------	----------	--------

2 低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

滋賀県企業庁は「信頼の水で、地域の未来に貢献します」を基本理念とし、持続可能な未来のために、環境に優しい水道づくりから低炭素化社会に貢献していきます。

- ①エネルギー消費量の削減に向けて
 - ・中長期的な計画に基づくエネルギー削減の推進に努めます。
 - ・設備の更新等において、省エネ化を実現できる設備の選定に努めます。
 - ・再生可能エネルギーについて、採算性を勘案し、導入に向けた取り組みを行います。
- ②リサイクルの推進に向けて
 - ・浄水発生土や建築副産物の有効利用を図ります。
 - ・リサイクル商品やエコ商品を積極的に活用します。

3 低炭素社会づくりに係る取組に関する推進体制

別添の管理体制を参照のこと

4 これまでに取り組んできた低炭素社会づくりに係る取組

- ・滋賀県環境マネジメントシステムの導入
- ・汚泥脱水天日乾燥方式の導入
- ・特高受電トランスを低損失型に更新
- ・太陽光発電設備(57kW)の導入
- ・排水処理設備を省電力方式に更新
- ・空調設備を高効率PAC分散設置型へ更新
- ・工水送水ポンプの揚程適正化
- ・菩提寺加圧ポンプインライン化
- ・照明設備のLED化

(第3面)

5 自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

(1) エネルギー起源CO₂排出量の削減に向けた取組の内容等

	取組項目	取組の内容	実施スケジュール
1	運用調整	浄水場間連絡管の効率的運用	令和3年度～ 令和4年度
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(2) エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の内容等

	温室効果ガスの種類	取組の内容	実施スケジュール
1			
2			
3			

(3) 上記の取組により達成しようとする目標および目標設定の考え方

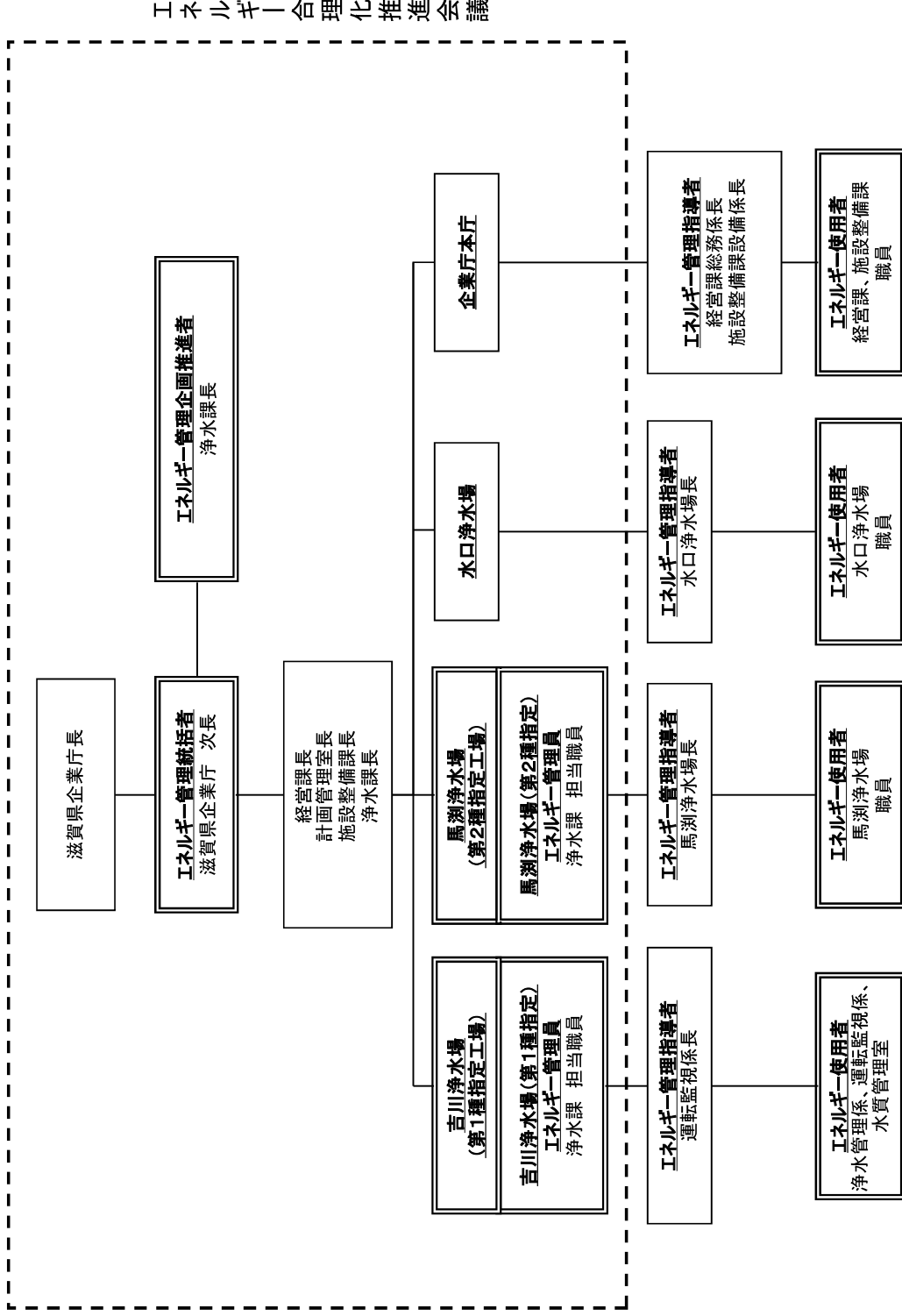
当庁におけるエネルギー(主として電力)の使用量については「送水流量」が最も強い相関性をもっておりますので、「送水流量」を原単位の指標(分母)の設定いたしました。
なお、実績を目標と適切に対比させるため、計画期間中の各年度の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、電気のCO₂排出係数(電力原単位)は基準年度の係数0.311に固定して算出を行います。

(第5面)

7 その他の低炭素社会づくりに向けた取組

	取組項目	取組の内容および当該取組により達成しようとする目標	実施スケジュール
1	森林保全 および整備	琵琶湖森林づくりパートナー協定に基づく森林づくり活動を実施し、水源地の森林保全および整備を図る。	令和3年～令和4年 (平成24年から継続実施)
2	環境教育	小学生向け浄水場見学会・学校での水道出前講座、夏休み自由研究講座等を順次実施し、水道についての啓発活動を通して、水質保全の重要性について理解を深めて頂く。	令和3年～令和4年 (平成24年から継続実施)
3	グリーン購入	グリーンオフィス滋賀、滋賀県環境マネジメントシステム等の滋賀県の取組への参加を行う。	令和3年～令和4年 (平成24年から継続実施)
4	3Rの推進	浄水処理発生土をセメントや粒状改良土の原料として有効活用を行う。	令和3年～令和4年 (平成24年から継続実施)
5	3Rの推進	建設副産物の再利用の推進を行い、資源の有効活用を図る。	令和3年～令和4年 (平成24年から継続実施)
6			
7			
8			

令和3年度 滋賀県企業庁エネルギー管理体制



.....省エネ法および企業庁エネルギー管理規程で規定する者

.....企業庁エネルギー管理規程で規定する者

.....企業庁エネルギー管理規程に規定しない浄水課の組織

